平成２５年（フ）第１８４号
大阪府和泉市上町580番地の１　４―207
債務者　工藤　大作
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１９２号
大阪府貝塚市東山７丁目１番２号―３
債務者　田中　　泉（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
兵庫県小野市下来住町1048番地
債務者　大橋　尚美（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第９７号
奈良県生駒市東生駒１丁目215番地　ローレルコート東生駒１丁目113
債務者　中平　富美
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１１８号
奈良市佐紀町3333番地　県営住宅２―27、前住所奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地　42―503
債務者　藤原　昌典
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１２４号
奈良市古市町2341番地の１　タモサーチＢ103号
債務者　川本　明子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１６号
福岡県大牟田市千代町６番地８　千代町市営住宅47号
債務者　中島　義輝
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第１８２号
熊本市東区戸島西３丁目４番150号　熊本県あかね荘、前住所熊本市北区楠７丁目２番１号
債務者　伊藤　　茜（旧姓尼ヶ﨑）
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２１４号
熊本県下益城郡美里町萱野661番地１
債務者　森川　陽一
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２２９号
熊本市南区白藤３丁目４番19―305号　市営白藤団地９棟
債務者　坂本　好生
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１３５３号
広島市中区舟入幸町10番５―906号
債務者　沖　　和成
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２８号
山口県宇部市北小羽山町１丁目４番５―105号　小羽山県営住宅
債務者　佐々木　巖
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第１３４号
仙台市宮城野区出花１丁目９番地の13　マリンハイツイデカ102、住民票上の住所仙台市宮城野区中野字寺前11番地の１
債務者　柴田　　毅（旧姓久野）
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１８３号
仙台市青葉区五橋１丁目１番45―317号
債務者　佐藤　浩美
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２７号
茨城県日立市東大沼町４丁目31番14号、旧住所東京都目黒区中根２丁目９番21号プリマヴェール都立大301
債務者　長嶋美紀子
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第２８号
茨城県日立市東大沼町１丁目13番33―203号
債務者　阿部　恵美
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１６３号
千葉県船橋市中野木１丁目20番37号　プレミール・ヴィラ103号
債務者　鈴木　健之
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係